

自筆証書遺言の方式

全文自書など要件厳格

遺言は民法の定める方式に従ったものでなければ有効なものとなりません。民法が定める方式の遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つがあり、自筆証書遺言は遺言者単独で作成することができ、三つの方式の中では一番簡単なものですが、それだけに効力や内容の解釈について紛争が生じやすいものです。



自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書し、これに印を押さなければならぬとされ（民法 968 条①）、全文自書、日付、氏名、押印のいずれの要件を欠いても無効になります。

日付については複数の遺言書がある場合にその先後を明らかにするために重要なものであり、「平成〇〇年〇月吉日」との記載は特定性を欠く日付の記載として無効とされますが、「平成〇〇年〇月末日」や「満〇〇歳の誕生日」との記載は日付を特定できるので有効です。

氏名については、遺言者が誰であるかにつき疑いのない程度の表示があれば足り、世間一般で呼ばれている名称やペンネームなど戸籍のと通りの氏名でなくとも遺言者を特定できる記載があれば有効です（大審院大正 4・7・3）。

押印に使用する印鑑は、実印でも認印でもよく、指印でもよいとされます（最高裁平成元・2・16）。

押印の場所についての規定はなく、遺言書本文をいれた封筒の封じ目にされた押印をもって、遺言者の押印の要件に欠けることはないとした裁判例（最高裁平成 6・6・24）、数葉にわたる自筆証書遺言であっても、一つの遺言書として作成されているときは、日付・署名・押印はそのうち一葉にされていれば足りるとした裁判例（最高裁昭和 36・6・22）があります。

誤記の訂正については、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないとされていますが（同 968 条②）、自筆証書遺言の記載自体からみて明らかな誤記の訂正については、方式違背があっても、遺言の効力に影響を及ぼさないとした裁判例（最高裁昭和 56・12・18）があります。

いずれも、自筆証書遺言の方式について争われても遺言無効とはされなかった事例ですが、自筆証書遺言をするのであれば後日疑義が生じないよう方式を順守して遺言書を作成することが肝要です。